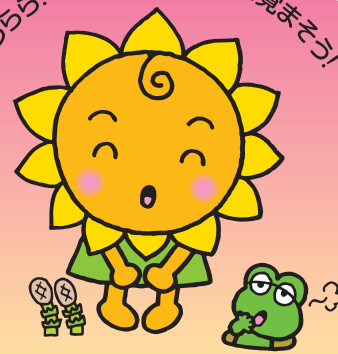


共済会だより

March 2022
vol.250

春うらら! さあ、みんなも目を覚まして!



大阪民間共済会キャラクター
“きょうちゃん”

人間ドック利用助成について

人間ドック利用助成要綱が改正され、新要綱が来年度(令和4年4月1日)より施行されます。新要綱適用については、令和4年4月1日以降の受診分となります。

なお、新要綱による変更点については、具体例を用いてご説明いたしますので下記の例をご確認ください。

■検査項目例について

対象となる例

※全額自己負担のもの

- ・人間ドック、脳ドック等
- ・病院等が実施する健康診断
- ・協会けんぽのオプション項目(助成のないもの)
- ・協会けんぽ差額人間ドック及び胃カメラ等

対象とならない例

※費用の一部に事業主・協会けんぽ等から助成があるもの

- ・人間ドック、脳ドック等
- ・病院等が実施する健康診断
- ・協会けんぽ付加健診及びオプション項目
- ・協会けんぽ一般健診
- ・生活習慣病予防健診

■添付書類の領収書記載例について

受付できる例

〇〇 〇〇様
受診日 令和〇年〇月〇日
〇〇検査 ¥〇,〇〇〇
〇〇検査 ¥〇,〇〇〇
合計 ¥〇,〇〇〇-

理由:各検査項目・各検査金額が明記されている

受付できない例

社会福祉法人〇〇会 様
但し、令和〇年〇月〇日受診のオプション検査費用として
合計 ¥〇,〇〇〇-

理由:各検査項目・各検査金額が明記されておらず対象項目か判断できない。
宛名が会員本人ではなく法人名

※領収書記載必須事項

宛名は請求者(会員本人)氏名であること 受診日 各検査項目・各検査金額 合計金額

○添付書類はコピー可

⑨今年度(令和4年3月31日まで)受診分については、4月以降ご申請でも旧要綱を適用し受付させていただきます。

必ず申請期日までにご申請ください。(申請期日:受診日より1年間)

◎以前、共済会だよりでご案内しました対象外一例の胃カメラ差額について訂正がございます。

訂正前:胃カメラ差額→対象外項目

訂正後:胃カメラ差額→対象項目

ご不明な点がございましたら大阪民間社会福祉事業従事者共済会までお問合せください。

広報「共済会だより」第250号

発行日:2022年3月1日

*「共済会だより」はホームページでもご覧いただけます。

●紙面に掲載の斡旋募集に際していただきます個人情報
は、該当事業に関する業務以外には使用いたしません。



一般財団法人
大阪民間社会福祉事業
従事者共済会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
TEL 06-6761-4444(代表) FAX 06-6763-4444
E-mail info@kyosaikai.or.jp
Homepage <https://kyosaikai.or.jp/>